

令和6年度 高齢者インフルエンザ予防接種実施要領(医療機関用)

この予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種となります。実施詳細につきましては、小冊子「B 類疾病予防接種ガイドライン」でご確認の上実施してください。

実施期間： 令和6年10月1日(火)～令和6年12月30日(月)まで

対象者： 飯塚市、嘉麻市、桂川町に住所(住民票登録)を有する者で下記に該当する者

① 接種日現在で65歳以上の方

② 接種日現在で60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に、日常生活動作がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身障手帳1級程度)

注1) 対象となる障がいは、上記②のみです。②以外の、例えば肢体不自由や直腸の障がいを理由として1級と認定された方は、対象外となります。また、②以外の65歳未満の方は、対象外です。

注2) 身障手帳の提示や証明書(主治医の診断書・意見書)の提出により対象者であるか判断してください。

注3) ②の対象者で、身障手帳をお持ちの方は、予診票下部の「※60歳～65歳未満の場合」のところに、手帳番号と病名をご記入ください。手帳のコピーの添付でもかまいません。

証明書により対象となる場合は、証明書(主治医の診断書・意見書)を添付してください。障がいの1級程度を判断する医師は、認定医や心臓などの疾患の専門医に限りません。接種を希望する対象者が、かかりつけている医師により行うことができます。その際には、配布資料の「身体障がい者1級程度認定基準」に沿って、該当の有無を判断してください。また、該当する場合は、どの項目に該当するかを明確にしておいてください。

注4) 60歳～65歳未満の対象者も一般か減免かの確認を行ってください。

接種回数： 実施期間内に1回のみ

(実施期間内において2回接種された場合は、2回目は全額自己負担になります。)

接種費用： 各医療機関は、「1,500円」を個人負担金として徴収してください。

注1) 飯塚市、嘉麻市、桂川町以外の方の接種料金、自己負担金については異なりますので各市町村もしくは福岡県医師会のホームページでご確認ください。

減免対象者： 上記対象者①②のうち、次の方は接種費用が無料になります。

減免対象者	飯塚市	嘉麻市	桂川町
生活保護 <u>世帯</u>	医療カードの提示の者	印鑑登録証兼医療カードの提示の者	診療依頼書の提示の者
	(予診票下段にケース番号記入)		
市町民税非課税 <u>世帯</u> (世帯全員が該当する場合のみ)	非課税 <u>世帯</u> 証明書持参の者		
	(予診票下段にチェックし、添付)		

注意点

- ① 費用免除の確認は、各医療機関窓口で行ってください。
- ② 予診票下段に医療カード又は診療依頼書の番号(ケース番号)の記入、又は非課税世帯証明書の添付(コピー不可)をしてください。(記入がない場合は、一般分として委託料が算出されますのでご注意ください)
- ③ 対象者①②のうち、生活保護世帯、非課税世帯に属する方が減免の対象です。身体障がい者手帳1級程度の日常生活状態に該当する方も必ず一般か減免かの確認をしてください。

<非課税世帯証明書について>

【発行場所】

- 嘉麻市…本庁税務課、各支所市民サービス課
- 飯塚市…本庁市民課・各支所市民窓口課
- 桂川町…税の担当窓口

注1) 非課税世帯証明書は令和6年1月1日現在の住所地での発行となるため、現住所と違う市町村の非課税世帯証明書を持参される場合があります。

注2) 接種費用を支払った後に非課税世帯と判明した場合、市町村で払い戻しは出来ませんので、医療機関において予約等で減免対象者か否かの確認をお願いいたします。

接種不可者

- 当日の接種不可も市町村の公費負担の対象となります。委託料は 1回 3,201円です。
- 接種不可は同一人に対して、「1回」のみが公費負担の対象となります。

被接種者数の報告及び請求

毎月10日までに前月分の予診票と実施報告書兼請求書を被接種者の住民票のある市町村へ提出してください。

委託料の支払い

		バイアル	シリンジ
一般分	1件	3,626円	3,835円
減免者分	1件	5,126円	5,335円
接種不可	1件	3,201円	3,201円

その他

- ① 医師が特に必要と認めた場合は、新型コロナワクチンと同時に接種をすることは可能です。
- ② 接種希望者から電話予約があった時に、生活保護世帯は医療カード又は診療依頼書、非課税世帯の方は非課税世帯証明書を持ってくるようにお伝えください。
- ③ 予診票はボールペンで記入してください。
- ④ 接種不相当者、要注意者は「小冊子「B類疾病予防接種ガイドライン」」等で確認してください。
- ⑤ 医師の署名又は記名押印は、医師の直筆(フルネーム)又はゴム印の場合は押印が必要です。
- ⑥ 高齢者向けの水色予診票が不足する場合は、事前に医療機関の市町村にご連絡をください。
※高齢者インフルエンザ予防接種の対象者以外は、任意接種ですので、この予診票は使用できません。
- ⑦ 接種後、インフルエンザ予防接種済証(別添)に必要な事項を記入のうえ、被接種者に交付してください。
- ⑧ 代筆が可能な方は、順番に同居の家族・同居していない家族・身の回りの世話をする施設の職員となります。接種医師、医院の看護師、施設長による代筆はできません。

問い合わせ先 ※接種者の住民票のある市町にお問い合わせください。

飯塚市 健幸保健課 感染症対策室 TEL0948-96-8615
嘉麻市 健康課 健康推進係 TEL0948-42-7430
桂川町 健康福祉課 健康推進係 TEL0948-65-0001